

転入等に関する調査書

13

島田市長

私は、下記のとおり利用開始希望月の前月の月末までに島田市へ転入する予定のため、保育所等の入所申込にあたって配慮願います。なお、転入の事実がなくなった場合は、入所申込を取り下げるとともに、入所の内定が取消となっても異議はありません。

令和 年 月 日

保護者氏名: _____

児童名: _____ (歳)

児童名: _____ (歳)

●転入に係る事項

入所希望月: 令和 年 月 1 日 ※転入日の翌月以降(1日に転入する場合はその月でも可)

転入予定日: 令和 年 月 日・上旬・中旬・下旬 頃

転入先住所: 島田市 (未定の場合は〇〇町近辺で可)

転入準備状況: ☐土地購入済 ☐建物建築契約済 ☐アパート契約済 ☐物件照会・検索中
☐祖父母等同居 ☐その他()

●転入後の就労に係る事項(※転勤による勤務地の変更は「変更あり」にチェックし、勤務地の住所を記入)

父: ☐就労先の変更なし ☐変更あり(名称/所在地:) ☐求職

母: ☐就労先の変更なし ☐変更あり(名称/所在地:) ☐求職

●選考結果について

①島田市内の希望施設に入所できなかった場合

☐ 現在通園している施設を継続利用する (園名: _____)

☐ その他()

②優先順位について

☐ 島田市保育所等の内定を優先する

例: 島田市保育所等のみ内定 ⇒ 市外保育所等の利用申込は取下げ

島田市と市外(現住所地等の市町)の保育所等の同時内定 ⇒ 市外保育所等の内定をキャンセル

☐ 市外(現住所地等の市町)の保育所等の内定を優先する

例: 市外保育所等のみ内定 ⇒ 島田市保育所等の利用申込は取下げ

島田市と市外の保育所等の同時内定 ⇒ 島田市保育所等の内定をキャンセル

●注意事項

市町村民税が未申告の方は、転入前にあらかじめ税務担当課にて申告手続きを済ませてください。
他市町を通じて申込をされた場合は、島田市へ転入後に、当市様式による申込があらためて必要となりますので、転入手続をする際に市役所1階の保育支援課へお寄りください。